

浪江町の給与・定員管理等について

1 総 括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

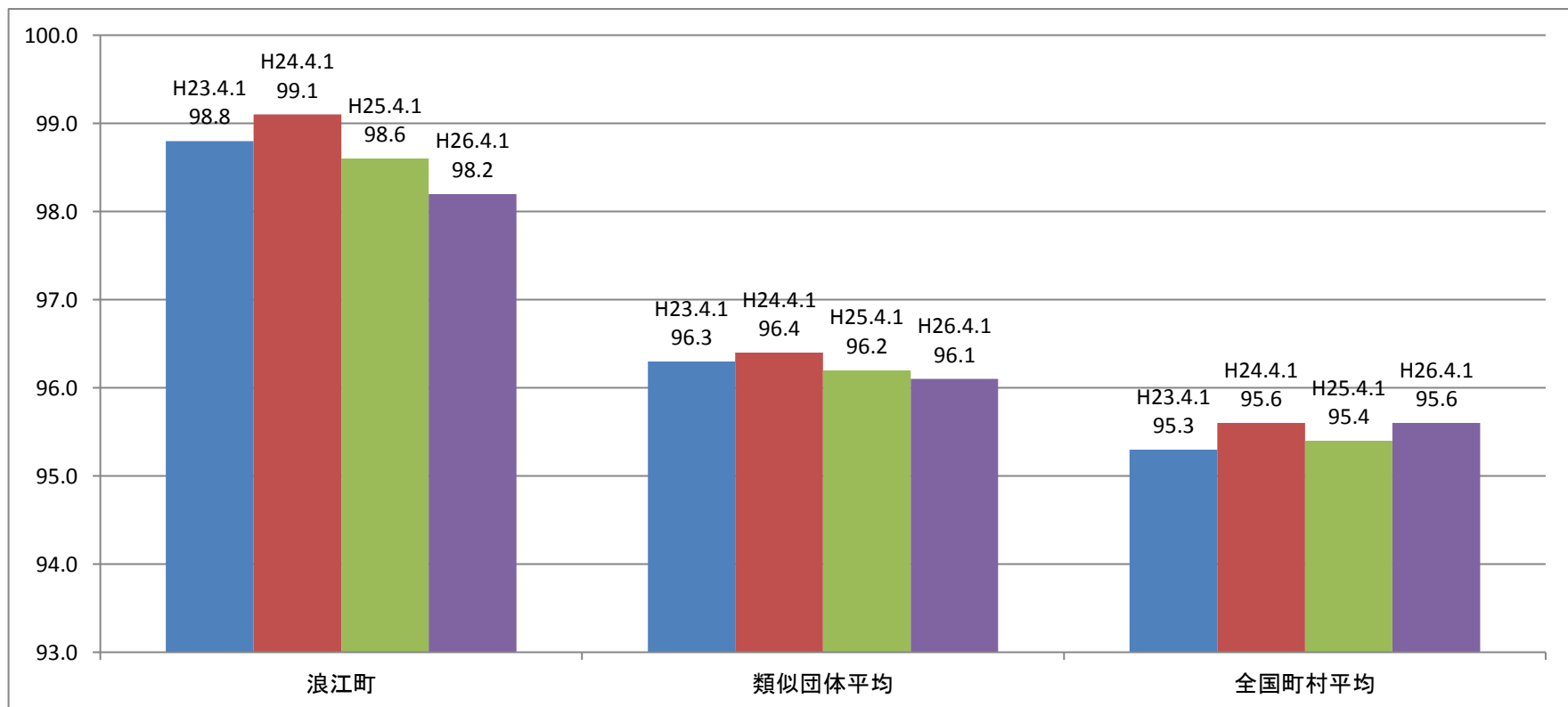
区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)平成24 年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	19,402	13,979,761	577,350	1,348,780	9.6	16.6

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				計 B	(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当				
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
25年度	138	526,943	94,218	186,184	807,345	5,850	5,501	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与	公務員給与	較差	勧告		
	<b>当町には人事委員会を設置していないので記載不要</b>				%	%
			0 (0.0%)	0	0.0	0.0

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

② 特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支 給割合	公務員の支 給月数	較差	勧告		
	<b>当町には人事委員会を設置していないので記載不要</b>				月	月
			0			

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[  実施  未実施 ]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均0.7%引き下げ。激変緩和のため、平成32年3月31日までの現給保障を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

本町においては、一般行政職に対する地域手当支給なし。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

なし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
浪江町	39.6歳	296,470円	350,690円	312,765円
福島県	42.9歳	336,500円	420,082円	366,625円
国	43.5歳	335,000円	—	408,472円
類似団体	42.3歳	313,860円	360,066円	339,480円

### ② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
浪江町	59.3歳	4人	356,100円	373,350円	364,250円	—	—	—	—
うち用務員	59.3歳	4人	356,100円	373,350円	364,250円	用務員	54.3歳	199,300円	1.87
福島県	53.4歳	283人	369,700円	414,461円	389,429円	—	—	—	—
国	50.1歳	3,119人	287,992円	—	326,611円	—	—	—	—
類似団体	48.9歳	11人	287,474円	309,179円	298,822円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
浪江町	—	—	—
うち用務員	5,987,447円	2,747,000円	2.18

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成23年～平成25年の3ヶ年平均)。
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 教育職(中学校・小学校・幼稚園)

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
浪 江 町	56.5 歳	394,700 円	394,700 円
福 島 県	47.3 歳	409,300 円	450,813 円
類 似 団 体	40.7 歳	295,820 円	317,540 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成 26 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分		浪 江 町	福 島 県	国
一 般 行 政 職	大 学 卒	175,100 円	181,800 円	172,200 円
	高 校 卒	142,500 円	146,900 円	140,100 円
技 能 労 務 職	高 校 卒	153,400 円	144,500 円	—
	中 学 卒	123,400 円	136,100 円	—
教 育 職	大 学 卒	175,100 円	—	—
	高 校 卒	142,500 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一 般 行 政 職	大 学 卒	276,100 円	362,700 円	— 円	403,067 円
	高 校 卒	214,300 円	329,433 円	— 円	— 円
技 能 労 務 職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
教 育 職	大 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

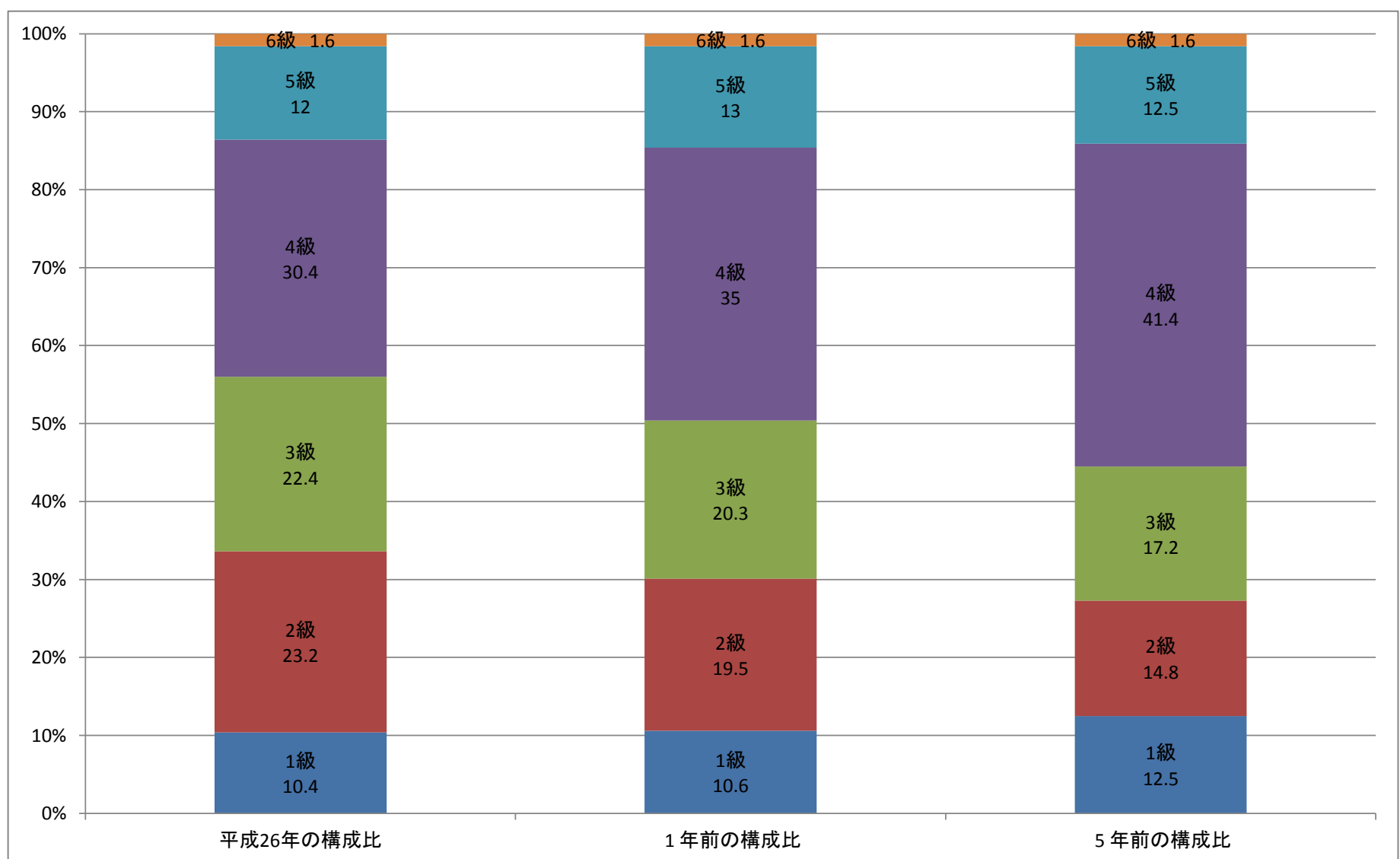
—の部分は、該当する職員がいない。

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事の職務	13 人	10.4 %	137,900 円	247,900 円
2 級	副主査の職務	29 人	23.2 %	188,900 円	313,700 円
3 級	係長の職務	28 人	22.4 %	226,700 円	361,500 円
4 級	課長補佐の職務	38 人	30.4 %	266,400 円	406,800 円
5 級	課長の職務	15 人	12.0 %	294,300 円	420,900 円
6 級	困難な業務を処理する課長の職務	2 人	1.6 %	326,200 円	438,400 円

- (注) 1 浪江町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給日前1年間の勤務成績に応じ、良好である職員には4号給(55歳を超える職員は2号給)とすることを標準として決定している。

4 職員手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

浪 江 町	福 島 県	国
1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,266 千円	1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,639 千円	—
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.40) 月分 (0.65) 月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.40) 月分 (0.65) 月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5 ~ 15 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5 ~ 20 % 管理職加算 15 ~ 25 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5 ~ 20 % 管理職加算 10 ~ 25 %

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

基準日以前6ヶ月間の勤務状況(休職、育児休業、中途採用等)を反映させ、支給割合を決定している。
---

(2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

浪 江 町	国
(支給率) 自己都合 21.62 月分 応募認定・定年 27.025 月分 勤続20年 21.62 月分 勤続25年 30.82 月分 勤続35年 43.70 月分 最高限度額 52.44 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(割増率2~20%) 1人当たり平均支給額 18,682 千円	(支給率) 自己都合 21.62 月分 応募認定・定年 27.025 月分 勤続20年 21.62 月分 勤続25年 30.82 月分 勤続35年 43.70 月分 最高限度額 52.44 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(割増率2~45%)

(注) 退職手当の1人当たりの平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成26年4月1日現在)

なし

(4) 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支 給 実 績 ( 25 年度 決算 )		10,482 千円		
支給職員 1人当たり平均支給年額 ( 25 年度 決算 )		141 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 ( 25 年度 決算 )		47 %		
手 当 の 種 類 ( 手 当 数 )		4 種類		
手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務		
防疫作業従事職員の手当	防疫作業に従事する職員	防疫作業に直接従事した場合		
		日 額 350 円		
死体取扱作業等従事職員の手当	死体を取り扱う作業等に従事する職員	死体を取り扱う作業等に従事		
		日 額 1,000 円		
災害応急作業等従事職員の手当	災害応急作業等に従事する職員	東京電力福島第一原子力発電所敷地内	原子炉建屋内	日 額 40,000 円
		免震重要棟の外	故障設備等現場確認	日 額 20,000 円
			上記以外	日 額 13,300 円
		免震重要棟内		日 額 5,000 円
		帰還困難区域	屋外	日 額 6,600 円 (4時間未満は3,960円)
			屋内	1,330 円
居住制限区域	屋外	日 額 3,300 円 (4時間未満は1,980円)		
	屋内	660 円		
診療所勤務職員の手当	診療所に勤務する医師 診療所に勤務する 看護師及び理学療法士	診療所での職務に従事した場合	勤務した1月につき往診料の 100分の50に相当する額 給料月額と調整手当月額の合計 額の100分の50に相当する額	
			月 額 2,000 円	

## (5) 時間外勤務手当

支給実績 (25年度決算)	36,676千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	233,605円
支給実績 (24年度決算)	118,992千円
職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)	753,113円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

## (6) その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たりの平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円 (ただし、配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人は11,000円) ・16歳から22歳までの子1人につき 5,000円加算	同	—	15,981千円	228,300円
住居手当	・借家、借間 月額9,500円を越える家賃を支払っている職員に対し、支払家賃金額に応じて 100円～27,000円	異	支給額等	491千円	245,500円
通勤手当	・交通機関利用者 61,000円まで全額 61,000円以上は 61,000円＋越えた額の2分の1 ・交通用具利用者 通勤距離に応じて2,000円～50,400円	異	支給額等	18,801千円	119,751円
管理職手当	・課長及び課長相当職 給料月額100分の9 ・主幹 給料月額100分の7	異	支給率	7,739千円	386,950円
管理職特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合 ・課長 3,000円 ・主幹 2,000円	異	支給額等	87千円	12,428円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活する職員に支給 ・基本額 23,000円、距離に応じて 加算額 6,000円～45,000円	同	—	759千円	108,428円
寒冷地手当	基準日(11月から翌年3月までの各月の初日)において、津島地区の公署に在勤する職員に支給 ・基準日における職員の世帯等の区分に応じた額	異	—	0千円	0円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員 ・勤務1回につき 5,000円	異	支給額等	2,820千円	20,287円

5 特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	給 料 月 額 等		
	浪 江 町	(参考)類似団体における最高/最低額	
給 料	町 長	399,000 円 ( 798,000 円 )	854,000 円 / 399,000 円
	副 町 長	441,000 円 ( 630,000 円 )	700,000 円 / 409,200 円
報 酬	議 長	302,000 円 ( 302,000 円 )	420,000 円 / 230,000 円
	副 議 長	256,000 円 ( 256,000 円 )	360,000 円 / 180,000 円
	議 員	235,000 円 ( 235,000 円 )	345,000 円 / 157,000 円
期 末 手 当	町 副 町 長	( 26 年度支給割合 ) 2.90 月分	
	議 副 議 長 員	( 26 年度支給割合 ) 2.90 月分	
退 職 手 当	町 副 町 長	( 算 定 方 式 ) ( 1 期の手当額 ) ( 支給時期 ) 給料月額 × 在職月数 × 100 分の 48 9,192,960 円 任期終了後 給料月額 × 在職月数 × 100 分の 29 6,138,720 円 任期終了後	
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給与月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職 員 数 の 状 況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

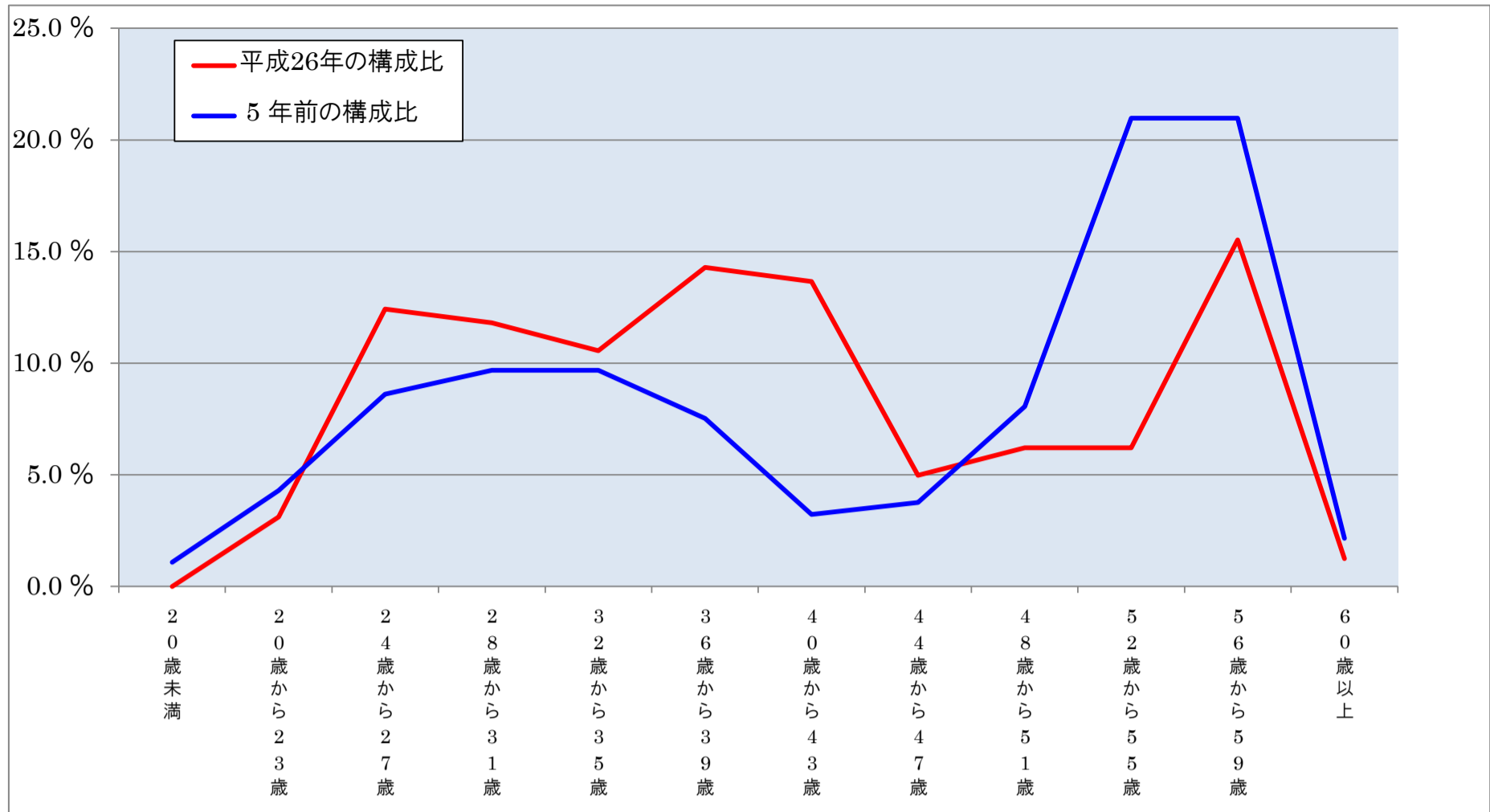
(各年4月1日現在)

	職 員 数 ( 人 )		対前年度 増 減 額	主 な 増 減 理 由	
	26 年度	25 年度			
普 通 会 計 部 門	議 会	3	3	0	
	総 務	75	67	8	業務増により
	税 務	6	7	1	
	民 生	15	18	3	事務の統廃合、縮小により
	衛 生	18	17	1	業務増により
	農 林 水 産	5	5	0	事務の統廃合、縮小により
	商 工	3	2	1	事務の統廃合、縮小により
	土 木	2	4	2	事務の統廃合、縮小により
	計	127	123	4	〔参考〕 人口 10,000 人 当 たり 職 員 数 65.46 ( 類似団体の人口10,000人当たり職員 70.03 )
	教 育 部 門	13	15	2	
消 防 部 門	0	0	0		
小 計	140	138	2	〔参考〕 人口 10,000 人 当 たり 職 員 数 72.16 ( 類似団体の人口10,000人当たり職員 89.01 )	
会 公 計 営 部 企 門 業	水 道	4	3	1	
	下 水 道	3	3	0	
	そ の 他	14	13	1	
	小 計	21	19	2	
合 計	161	157	4	〔参考〕 人口 10,000 人 当 たり 職 員 数 82.98	
	[ 201 ]	[ 201 ]	[ 0 ]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。



(2) 年齢別職員構成の状況(平成26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	5人	20人	19人	17人	23人	22人	8人	10人	10人	25人	2人	161人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政		127	125	123	121	123	127	△7(△5.4%)
教育		31	32	29	18	15	13	△17(△53.1%)
普通会計計		158	157	152	139	138	140	△24(△14.8%)
公営企業等会計計		26	23	23	19	19	21	△7(△26.9%)
総合計		184	180	175	158	157	161	△31(△16.5%)

(注) 各年度における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業  
① 職員給与費の状況  
ア 決算

区分	総費用 A 千円	純損益又は 実質収支 千円	職員給与費 B 千円	総費用に占める 職員給与費比率 B/A %	(参考) 24年度の 総費用に占める 職員給与費比率 %
25年度	197,993	320,581	4,171	2.1	0.0

区分	職員数 A 人	給与費				一人当たり 給与費 B/A 千円	(参考)類似団体 平均一人当たり給 与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
25年度	4	3,709	462	0	4,171	1,043	6,123

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は平成25年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項  
なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
浪江町	40.5歳	294,650円	362,175円
団体平均	45.0歳	342,822円	509,358円
事業者	—	—	—

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況  
ア 期末手当・勤勉手当

浪江町	浪江町(団体平均)
1人当たり平均支給額(平成25年度) 0千円	1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,456千円
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.35月分 (1.40)月分 (0.65)月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.35月分 (1.40)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成26年4月1日現在)

浪江町				浪江町(団体平均)			
(支給率)	自己都合	応募認定	定年	(支給率)	自己都合	応募認定	定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分	36.57月分
勤続35年	43.70月分	52.44月分	52.44月分	勤続35年	43.70月分	52.44月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(割増率2~20%) 1人当たり支給額 — 千円 — 千円				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(割増率2~20%) 1人当たり支給額 18,682千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(平成26年4月1日現在)  
なし

(4)特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)					
支給実績(25年度決算)			0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)			0千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度決算)			0%		
手当の種類(手当数)			1種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価		
災害応急作業等従事職員の手当	災害応急作業等に従事する職員	東京電力福島第一原子力発電所敷地内	原子炉建屋内	日額 40,000円	
			故障設備等現場確認	日額 20,000円	
			上記以外	日額 13,300円	
				免震重要棟内	日額 5,000円
		帰還困難区域	屋外	日額 6,600円 (4時間未満は3,960円)	
			屋内	1,330円	
		居住制限区域	屋外	日額 3,300円 (4時間未満は1,980円)	
			屋内	660円	

オ 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	0千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	0円
支給実績(24年度決算)	0千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	0円

カ その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たりの平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円 (ただし、配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人は11,000円) ・16歳から22歳までの子1人につき5,000円加算	無し	無し	117千円	58,500円
住居手当	・借家、借間 月額9,500円を越える家賃を支払っている職員に対し、支払家賃金額に応じて 100円～27,000円	無し	無し	81千円	81,000円
通勤手当	・交通機関利用者 61,000円まで全額 61,000円以上は 61,000円+越えた額の2分の1 ・交通用具利用者 通勤距離に応じて2,000円～50,400円	無し	無し	132千円	33,216円
管理職手当	・課長及び課長相当職 給料月額100分の9 ・主幹 給料月額100分の7	無し	無し	111千円	110,808円
管理職特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合 ・課長 3,000円 ・主幹 2,000円	無し	無し	0千円	0円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活する職員に支給 ・基本 23,000円、距離に応じて加算額 6,000円～45,000円	無し	無し	138千円	69,000円